

(仮称) 柿田川ビジターセンター基本構想等検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 (仮称) 柿田川ビジターセンターの基本構想の策定において、専門的及び住民的見地から意見を聴取するため、(仮称) 柿田川ビジターセンター基本構想等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の求めに応じて次に掲げる事項に関し、意見を述べるものとする。

- (1) 基本構想案に関すること。
- (2) 設置方針等の内容の妥当性に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本構想の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、町長が適当と認める者

3 委員は、当該所掌事務が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務は、産業観光課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(仮称)柿田川ビクターセンター基本構想等検討委員名簿

| | 氏 名 | 選出区分 |
|---|--------|------|
| 1 | 岩井 大 | 有識者 |
| 2 | 小澤 徹也 | 有識者 |
| 3 | 小野 比呂志 | 有識者 |
| 4 | 小野 泰洋 | 有識者 |
| 5 | 桜田 賢介 | 有識者 |
| 6 | 酒井 慶助 | 公募 |
| 7 | 山口 淳子 | 公募 |
| 8 | 関 義弘 | 副町長 |

*順不同、敬称略